

## 公 告

阿蘇原地区県営土地改良事業（ため池等整備事業（土砂崩壊防止））の土地改良事業計画を変更することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項で準用する第87条の2第8項の規定により、次のとおり変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧します。

なお、変更後の当該土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに宮崎県知事に意見書を提出してください。

令和8年4月9日

宮崎県知事 河野 俊嗣



- 1 縦覧する書類  
変更後の土地改良事業計画概要書
- 2 変更後の土地改良事業計画概要の縦覧期間及び場所
  - (1) 期間  
令和8年4月9日（木曜日）から令和8年4月30日（木曜日）まで
  - (2) 場所  
県庁ホームページ
- 3 意見書の提出方法
  - (1) 提出先  
宮崎県西臼杵支庁 農政水産課 農村計画担当
  - (2) 期間  
令和8年4月9日（木曜日）から令和8年4月30日（木曜日）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日は除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 4 意見書の記載事項等
  - (1) 意見書には、縦覧された土地改良事業計画概要に対する意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載してください。
  - (2) 意見書提出者の氏名及び住所（法人にあっては法人名及び所在地）は、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
  - (3) 提出いただいた意見に対して、個別には回答致しませんのであらかじめ御了承ください。
  - (4) 電話での意見はお受けできません。